

# 第5回道州制推進会議議事録

日時：平成16年2月19日（木）10：00～11：45

場所：プレスト1・7（社）北海道中小企業会館A会議室

出席者	委員	宮脇座長、岡部委員、谷委員、寺島委員
	道	新田政策室長、前川政策室次長、浅利参事

## 1. 開 会

○新田室長：おはようございます。

ただいまから第5回目の道州制推進会議を開催いたしたいと思います。

開催に先立ちまして、一言ご報告とお礼を申し上げたいと思いますけれども、一昨日、2月17日に市内で開催いたしました道州制シンポジウムにつきましては、おかげさまで、当初の見込み300人程度と考えておりましたけれども、大幅に上回る約550人の皆様のご参加を得て、予定どおり終了をさせていただいたところでございます。特に基調講演、パネルディスカッションのコーディネーターをお願いいたしました宮脇座長を初めといたしまして、委員の方々には、ご協力、そしてまたご参加を賜りましたことを、この場をお借りしましてお礼を申し上げたいと思います。

さて、本日は、残念ながら3人の委員の皆さん、業務の都合で欠席でございますけれども、本日は1月30日に開催しました第4回目の道州制推進会議におきましていただいたご意見なども踏まえまして、さらに検討したものを用意をさせていただいたところでございます。各委員におかれましては、改めてご検討をお願いいたしたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、宮脇座長、よろしくお願ひ申し上げます。

## 2. 議 事

○宮脇座長：改めまして、おはようございます。

それでは、議事の方に入らせていただきたいと思います。

まず、本日は事務局より、議題でございます「道州制の先行実施に向けた取り組みについて」ということについてご説明をいただきまして、その後議論を進めてまいりたいと思います。また、事務局の方から説明をいただいた後に、私の方から若干この道州制ないし道州制特区についての考え方という、今日飛行機の中で手書きで書いたものですが、非常に見づらいペーパーですけれども、それを配っていただきまして、全体的な考え方ということを整理させていただきまして、その上でご議論の方に入らせていただきたいと思いますというふうに考えております。

それでは、恐縮ですけれども、事務局の方からご説明のほどお願ひいたします。

○事務局：それでは、私の方から説明をさせていただきます。お手元に二つの資料が行って

いるかと思いますが、「道州制プログラム(案)」というのと、それから「平成16年度道州制推進プラン(案)」、この二つにつきましてご説明をさせていただきます。

初めに、道州制プログラムの方でございますけれども、これは1月30日にこの会議でご議論いただいたものを若干変更しておりますので、その修正点のみ簡単にご説明をさせていただきますと思います。

まず、表紙の裏に目次をつけさせていただいたということと、それから次のページを開いていただきまして1ページ、左側の二つ目に「道州制とは」ということで、これを新たに追加をさせていただいております。

それから、5ページでございます。「北海道における道州制を基本とする役割イメージ」、それから下の方には「道州制への移行のイメージ」ということで、道州制のイメージをわかりやすくしようということ、この二つの表をつけさせていただきました。

それから、8ページの中段でございますが「先行実施のねらい」ということで、「北海道の視点」、この中に新たに住民のサービスの充実ということを追加をさせていただいて、住民の視点を強調して上げさせていただいたということでございます。

それから10ページ、「推進方法及び推進体制」のところ、ここでは、このたびこのプログラム、4年間の先行実施の取り組みの方向を示したプログラムと、それから毎年取り組むべき施策をまとめたプラン、こういったふうな区分けをさせていただきましたので、そのプランのことをここで記載させていただいております。

それで、「推進方法」につきまして、道州制プログラムのテーマ掲載事項の中から緊急的な課題を解決するための施策、北海道の独自性を生かすための施策などを組み合わせたプランを、国に提案して、実現を図るということで、プランの方をここに記載させていただいております。

それから、「プログラムのローリング」のところ、下の段落の「また」のところですが、プログラムの見直しに合わせて、プランもその見直しに応じてプランを追加して国に提案をしていく、といった進め方をさせていただきたいということで記載させていただいております。

それから、11ページ、「道州制先行実施工程表」ということで、4年間の取り組みの進め方をここで記載をさせていただいております。

「道州制プログラムの推進方策」としまして、「推進プランの提案」を第3次まで持っていこうということでございます。それから、「4つの基本方向の推進方策」につきましては、下段の方に「規制緩和」「権限移譲」「財源移譲」「事務事業の一元化」ということで記載をさせていただいております。

それから、12ページ、ここも追加させていただいております。

北海道の状況等を取り巻く中で先行実施をしていって、最終的に知事の公約でございます「新生北海道」をどうやって作りあげていくのか、といった流れを整理をさせていただいております。

それから、13ページ以降、ここには個々のテーマごとに、以下記載させていただいておりますけれども、その中の右の方、例えば14ページ、「子育て支援の充実」といったことで、取り組むべき事項を記載をさせていただいておりますけれども、これらの事項についてはこの中からさらに精査をして、必要なものについては道州制の推進プランの方に盛り込んでいこうといった考え方でございます。また、この事項については、さらに内容を充実を図っていきたく。その中からいろんな施策を組み立てて国に毎年提案をしていきたく、といった考え方で記載をさせていただいております。

プログラムについては以上でございます。

それで、別の資料のプランの方のご説明をさせていただきたいと思っております。

プランの方の見開きのところで、1ページ開いていただきまして「道州制先行実施の取り組みの内容」ということで、これは先ほど簡単に触れましたけれども、プログラムの12ページ、これを書き直したものでございます。

新生北海道に向けてどうやって先行実施に取り組んでいくかということで、「時代の追い風」、それから「北海道の特性」、それから「当面する問題」、こういった周りの状況の中で北海道の持っている宝を生かして、そして先行実施をやっていくのだと。その先行実施をやっていくことによって「住んでいることを誇りに思える夢のある北海道」、新生北海道をつくっていくのだと、そういった流れで整理させていただいているところでございます。

続きまして2ページではプランをどうやって取り組むのか、ということでございます。

まず1点目の「『道州制推進プラン』による取り組み」ということで、先行実施に当たりましては、プログラムのテーマの掲載事項の中から緊急的な課題、それから北海道の独自性を生かすための施策、こういったものを組み合わせて、それぞれプランというふうに組み立てて、国に提案をしていこうということでございます。また、プランの実施に当たりましては、各地域の特性だとか独自性を発揮する観点から、地域に応じた検討、あるいは取り組み内容の具体化を図っていきたくということでございます。

2番目の「『道州制推進プラン』の作成に当たっての視点」ということで、四つほど掲げさせていただいております。

まず、道民にとって実感できる取り組み、二つ目としては地域の活性化に役立つ取り組み、三つ目としては北海道の地域特性を踏まえた取り組み、四つ目としては行政機関の垣根を越えた取り組みと、こういった視点でもってプランを考えていこうということでございます。

その結果、3番目でございますけれども、このたび私どもが考えましたプランは、六つのテーマの中から「9つのプラン」、右の方に書いてございますけれども、これを今回考えさせていただいたということで記載をさせていただいております。

3ページ、具体的に「子育て環境充実プラン」ということで掲げさせていただいておりますけれども、これは北海道の少子化、右の方にデータがございますが、出生率が1.21人、47都道府県中45位ということで、非常に少子化が進行していると。そのため、将来の人材の不足、あるいは地域では若者の減少といったことで地域力の低下が危惧されているといった

ことから、こういったことに対応していく必要があるだろうと。具体的な課題としまして、現実的には、子供にとっては少子化の中での社会性だとか、母親にとりましては地域における社会参加といったようなこともございますけれども、そういった面でやるにしても、そういったニーズに適用するような幼稚園だとか保育所、こういったところがシステムが違うことによってなかなかうまく機能しないといったような現実があると。あるいは、児童は将来の地域を支える貴重な人材でありますので、家庭だけではなくて、地域社会全体で子育てを支えるようなシステムづくりを図っていった、地域の教育力を高めていくような取り組みが必要でないのかといったことから、私どもが考えております、例えば左の方、「多様な子育てサービスの提供」ということで、幼稚園と保育所の一体的運営に向けた基準を緩和あるいは統一することによって、広域的な、あるいは有効なサービスの提供ができるのでないのかといったこととか、それから施策として「地域での子育て環境の充実」をしようということ、例えば子育て利用施設として学校の空き教室を利用する要件に、今は学校法人だとか社会福祉法人に限定されているのを、NPO法人等に開放し、要件を緩和することにより、そういった体制がとられるのではないのかといった取り組みを通じまして、子育ての環境を充実していこうということでございます。そうすることによりまして、子供に適した自然環境の中で子供たちが健やかに成長するような地域社会ができるのでないか、あるいは児童施設の有効活用といったことが同時に図られるのでないか、こういった姿を目指していこうということで、子育て充実環境プランということで考えさせていただいてございます。

4、5ページについては、以下、その具体的な事業等について記載をさせていただいてございます。

それから6ページ、「高齢者暮らし安心プラン」でございますけれども、これは右の上の方にデータが書いてございますが、全道の高齢化率というのが19%になっていると。全国は18.3%ということで、高齢化率が非常に進行しているといったこと。他方、医療の方で見ますと、都市部では全国平均を上回っておりますが、町村部では90人ということで非常に医療の格差が激しくなっているといったようなことがございまして、広域分散型の北海道の中では非常に厳しい状況が続いているということでございます。こういったことに着目して「課題」として書いてございますけれども、医師の標準数については、現行医療の面では標準数の算定基準が全国一律だといったようなことがございまして、地域においては医療が必ずしもその標準が実態に合っていないことから、安定した経営ができない場合があるという問題を抱えているということ。それから、過疎化、過疎地域においては採算性が合わないといったようなことから、介護だとか福祉サービス、その事業を提供する事業者の参入が進まないという問題、また過疎地域においては特に財政が厳しいといったようなことから、効率的な施設整備が必要だという問題を抱えている面がございまして。

こうしたことに対応するために、一つ目としては「地域事情に即した医療の確保」ということで、医師の標準数を、権限を北海道に移譲していただき、道が事情に合った基準を定められるようにできないのかといったようなこと。それから、「過疎化に対応した地域福祉の

推進」ということで、非採算地区においても事業者が参入できるように、事業者の選定基準の緩和だとか、それから介護報酬単価を緩和できないのかといったことによりまして、「地域でも安心して暮らせる生活環境」をつくっていかうということでございます。そして、過疎地域でも安心できるきめ細かな医療、それから民間事業者の参入が進みにくい地域でも、安心できる介護サービスが受けられるような体制をつくっていかうということでございます。

7 ページに今の具体的な記載をさせていただいてございます。

それから、8 ページ、「行政のワンストップサービス推進プラン」ということでございますけれども、北海道は非常に広い地域に分散して住民が住んでいるわけございまして、行政手続をする際の移動、これが主として負担になってくるといったようなことがあるわけでございます。それで国、道、市町村ともに、それぞれ同様な手続がある場合にはそれを何とかできないのかといったようなこと。それから、同種の事業を行っている場合、道民の広報、相談がそれぞれ別々に、ばらばらに行われているといったようなこと。それから、ITが進んでおりますけれども、パソコンやインターネットを使って、国・道・市町村の行政手続が容易にできるような仕組みをとれないのかということ課題としまして、「ワンストップサービスの実現」ということで、一つ目としては、共同データベースを構築して法人を設立するときに、国、道、市町村それぞれのところに行かなくても済むようにできないのかといった取り組みができないかということでございます。それから、インターネットを使った申請窓口は各々の機関で持っているわけでございますけれども、それらを共通したところで一括してできないのかという取り組み。それから、税務に係る相談、税務はなかなか住民にわかりづらい面がございます。国税・道税・市町村税、各々どれがどれかわからない面もあるので、そういった相談だとか広報事業を一元的にやれる方法がないのかと。それから、自動車税を、車検時に今、国がワンストップサービスをやるうとしておりますが、それに合わせて自動車税も一括して同時に徴収できるような方法がないのかという取り組みをしまして、ワンストップサービスを実現するということによりまして、広さのデメリットを感じさせないような行政サービスを提供するだとか、それから住民、行政の壁を越える仕組みをつくれいいのかといったことを考えているわけでございます。

それから、9 ページにその具体的内容を記載させていただいております。

それから、10 ページ、これは「野生動物保護管理プラン」ということで、シカによる被害だとか、ヒグマの人身事故、それからアライグマの生態系の攪乱、こういった動物の一つには被害があるわけでございますが、他方では、そういった自然の諸動物を適切に管理をしていかなければならないということもございまして、将来も生物の多様性を保全するといったことから、北海道独自の自然環境の特異性を考慮した野生動物の保護システムをつくれいいのかということでございます。

「課題」のところでございますけれども、現行の鳥獣法は基本的に、スポーツハンティングだとか、そういった側面の部分が強く、保護管理といった視点といたしますか概念が薄くな

っているので、それらを北海道の実態に沿ったような形にしていく必要があるのかといったようなこと。それから、動物による被害といったものをきちっと解決していかなければいけないということで、適正な保護管理が求められるということでございます。

それで、施策としては、「本道の特性に応じた野生動物保護管理制度の運用」ということで、独自の狩猟制度、実情に合った狩猟期間の設定だとか、動物の種類、頭数の制限だとかを、権限移譲等、規制緩和を通じてやっていただくということ。それから、近年狩猟免許の資格を有する人が減少しているといったようなこともございまして、適正な保護管理をするために「人材の育成・配置」ということで、北海道独自の保護管理の面からの資格制度が創設できないかといった取り組みを通じて適正な保護管理をしていくと。そして、野生動物が生息する持続可能な自然環境、北海道らしい動物をもった自然環境、それからバランスをもって共存する北海道、こういった北海道をつくっていただくということでございます。

11、12ページに具体的な事項の内容を記載をさせていただいてございます。

それから、13ページ、「地域一体型除雪・防災プラン」ということで、北海道は積雪・寒冷という冬場の雪の問題がございまして、それから自然災害等も近年、多発しているということで、そういったことに備える体制の整備が求められているということでございます。

それで、「課題」としては、冬期間の除雪・排雪をやるにしても、行政機関の国、道、市町村それぞれが実施しているといったことで、大雪などの場合には、行政機関の垣根を越えた連携システムが必要でないのかといったようなこと。それから、大雨などの自然災害に備えるために、常に雨量、河川の水位といった気象情報、あるいは道路の情報を、それぞれ管理している者が密接に連携して共有するということが求められているのでないかということでございます。そうしたことから、「異常気象時における除雪体制の確立」ということで、それぞれの機関が相互に代行あるいは受委託などをして、試行的にやってみて、常にライフライン、病院だとか学校、こういったものを優先して除排雪するような体制づくりができないのか。それから、異常気象時等に対応するために降雨情報等の相互共有化システムの確立、こういったことを通じて「自然災害に対する安全性の確保」をしていこうと。そして、冬の快適な暮らしを確保していこう。それから、地域の視点で一体的にやっていくような取り組みをしていこうということでございます。具体的な取り組みについては、14ページに記載をさせていただいてございます。

それから、15ページ、「産学官連携推進プラン」ということで、北海道の置かれている厳しい景気状況の中で、近年ITやバイオテクノロジーといった分野で先端的な技術の取り組みが出てきている面もございまして。そういったことから、産学官が挙げて、新産業だとか新事業の創出のための研究環境を、道内各地でも整えていく必要があるのではないかと。それから、起業化を目指す方の創業支援を充実していく必要があるということで、「リサーチ&ビジネスパーク構想」の全道どの地域でも可能となる環境をつくっていただくということで、外国人研究者等の入国・在留規制の緩和ということで、人材誘致、あるいは新技術の開発、創業の促進といったことに役立てていただくということでございます。

それから、「起業しやすい地域づくり」ということで、最低資本金規制特例、これが創業者であることの確認を受けることにより5年間できるわけですが、これを現在は札幌市だけで申請受付をするわけですが、それを支庁なんかでもできると使いやすいのでないかといったことを通じて産業の活性化を図って、北海道にふさわしい産業分野で地域間が競争を高めながら拠点をつくっていかうと。それから、各地域の大学、産業技術、資源といったものを生かした起業化を促進していかうということですが。

16ページに具体的な取り組み方法を記載させていただいてございます。

それから17ページ、「雇用環境創造プラン」ということですが。

右の上の方にデータを掲げさせていただいておりますけれども、北海道の完全失業率が非常に高いといったように、北海道の雇用状況は非常に深刻な状況にあるわけで、どうやって新たな雇用を創出していくかというのが緊急・優先課題となっているわけですが。

それで、地域の資源や、あるいは生活者のニーズにこたえるビジネスの創出をしていくような取り組みをしていかなければならない。それから、地域の雇用創出に対する市町村も主体的な取り組みを促進していかなければならないということから、施策として「地域の総力を挙げた雇用対策の推進」ということで挙げていますが、これは国におけるいろんな雇用創出における支援制度がございますけれども、必ずしもこれらが地域の実情に合っていないという面がございますして、それらをよく知っている身近な自治体であります市町村等に雇用のための交付金などをやることにより、身近な、実態に合ったような雇用対策をしていただくと。あわせて雇用の創出に結びつくような雇用対策をやっていただこうということですが。

それから、「地域の特性に応じた人材の育成」でございますけれども、これは職業訓練等に訓練科目に関する基準がございますして、なかなか重点分野といいますか、食だとか観光だとか重点分野にかかわるものかと思うようにできないだとか、それから新規の雇用が地域では少なく、訓練所を確保することができないといったような状況が生じて、そのことが結果として雇用のミスマッチに結びついているという面があるので、これを緩和していただくことにより何とか雇用に結びつけていきたいということですが。こうした地域がやることによる生活密着型の雇用の場のづくりということ、同時に、産業政策と労働政策、こういった縦割りを越えた雇用機会をつくっていくような取り組みを目指すということですが。

18ページに具体的な取り組みの内容を出してございます。

それから19ページ、「外国人観光客倍増プラン」でございますが、観光産業は非常に裾野が広い。しかも額の大きいものになってきているといったようなこと。その中でも外国人観光客が近年急速に伸びてきており、その中でも東アジアからの外国人観光客が大幅に伸びてきているということがございますので、東アジアからの国際チャーター便を利用した外国人観光客をさらに利用しやすいような対応づくりが求められているということ。それから、東アジアとは異なる気候・風土を持つ北海道の夏だとか雪景色を活用して、今後とも成長が見

込める東アジアの観光客が安心して楽しめるような環境を整備する必要があるということ、そのために「東アジアの人々が観光旅行しやすい環境づくり」ということで、例えば東アジアの観光客の短期滞在ビザを相互免除するというようなこと、あるいはチャーター便が乗り入れしやすいような環境づくりをしていくと。

それから、そういった方々の受け入れに当たり、言葉の問題があるわけでございますけれども、それを例えば、語学の堪能な方を活用したボランティアガイド、通訳、こういったことをできるように通訳案内業法の規制緩和を図っていただこうかと。こういったことにより、東アジアの観光客の来やすいような環境づくりをするということでございます。これによりまして、北海道の持つ「食」、あるいは雄大な自然を生かした北海道観光のダイナミックな展開ができる、それからターゲットを絞った戦略的な観光の展開があるということでございます。

20ページに具体的な取り組みを記載させていただいております。

それから21ページ、「活力ある農業・農村新生プラン」ということで掲げていますが、北海道はご承知のように農業が非常に大きく、我が国最大の食料基地ということで重要な役割を果たしているわけでございます。他方、食の安全・安心といった環境問題、これに消費者の関心が高まっているということ。それから、WTO、FTAという国際競争の問題がいろいろと影響が懸念されること。それから、担い手の減少だとか、遊休地の増加、高齢化の進行ということで、地域の生産力、農村コミュニティの崩壊といったようなことが懸念されている状況にあるということで、農業に関しては「安全・安心の『食』づくり」ということで、例えば遺伝子の組みかえ食物の栽培規制を道として新たに設けるといった取り組み。

それから、「『環境』と調和した農業の推進」ということで、河畔林の整備、農地法を改正いたしまして河畔林の整備、それから家畜ふん尿処理施設を低コストでやっていただくために建築基準法の適用緩和の取り組み。

それから、多くの方が農業にかかわるということで、一つは、農地権利取得後の下限面積の緩和により新規就農者の参入を促すだとか、それから「『農』とふれあう、個性輝く『地域』づくり」ということで、農地転用許可権限の移譲、それから補助事業で設置した農業施設の有効活用といったようなことより活力ある農業・農村づくりを再生していった、多様なライフスタイルが展開する活気あふれる農村、それから消費者との信頼、それから環境との調和を基本とする持続的農業づくりを目指していこうということでございます。

22、23ページに具体的な取り組みを記載させていただいております。

道州制推進プランにつきましては以上でございますが、本日ご欠席されております委員の皆様からご意見等がございました部分を、あらかじめご紹介をさせていただきたいと思っております。

井上委員につきましては、全体として概ね了承だけでも、留意点を3点ほど上げられております。

一つ目は、北海道の将来像をどうするか、という視点を見失うことのないようにしていた



だきたいということ。それから、道州制の議論はプラスもマイナスもあるので、それなりの覚悟を持つべきだということ。それから、事業展開に当たりましては、札幌一極集中を是正するような地域の取り組みを考慮すべきだと。

こういった点が、留意してくださいということでございます。

それから、小磯委員からは、全体的に了承、前回の指摘がそれなりに整理されていると。ただ、1点ちょっと気になるところがあるということで、いきなりテーマが出てきていると。その前に、橋渡しするような、例えば地域と暮らしだとかということをもうちょっと入れた方がいいのではないのか、といったようなことが感想として出されてございました。

それから、五十嵐委員からは4点ほどございまして、一つは、プランの進め方について市町村や地域に対してどうやって具体的にアイデアを見せて実行していくのか、これをわかるようにしていく必要があるのではないかとということ。

それから、農業補助金のほかにも、各種施設の他への転用、民間への売却、こういったものを考えていく必要があるのではないかと。

それから、新千歳空港の道への移管、それから株式会社の農地取得規制の撤廃といったようなご指摘がございました。

プランの進め方については、先ほどプランの2ページでございますが、1、「『道州制推進プラン』による取り組み」の「また」以下に、私どもが地域のそういった取り組みをやっていくということ、前回までの議論を踏まえてここで記載させていただいたつもりでございます。

その他の点については、今後とも先生とご議論をしながら、いろいろ検討させていただきたいというふうに思っております。

私の方からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

## 【議 論】

○宮脇座長：ありがとうございました。

前回の推進会議でいろいろと指摘した事項について作業していただき、このプランというのをおまとめいただきましてありがとうございます。

それでは、大変恐縮ですけれども、私の方からこのプラン等に対する全体の理念体系といえますか、考え方について整理をさせていただき、そして今日ご紹介いただきましたこのプランについての指摘をさせていただいた後、委員間でのご議論、問題点の提起といったようなことをお願いしたいというふうに思っております。

後でお配りいたしました手書きのペーパーがございませうけれども、それをごらんいただきたいと思います。2枚目のものは先日のシンポでもお配りしているものでございます。1枚目の手書きの方をごらんいただきたいと思います。

まず、「道州制に向けた国の姿」ということでございますけれども、今回は道州制先行実施というプランの中の一つの特区構想であるということでございますので、それでは道州制

というものが国の姿の中でどういうものを描こうとしているのかということがまず踏まえられないといけない、ということだと思います。ただ、このことにつきましては、道州制という言葉は使っておりませんが、地方分権改革推進会議ですとか、そういうところで既に指摘がされている事項でございます、いわゆる「地域ごとの異なる資源のネットワークに支えられた多様性のある国づくり」ということで、今までの「均衡ある国土の発展」ということで北海道から沖縄まで同質にしていこうということではなくて、各地域ごとに異なる資源をもって、そしてそれぞれの多様性を持った地域ごとがネットワークを形成することによって、グローバル化の中で国というものが維持されるのだという、そういう基本的な考え方でございます。ですから、グローバル化の進展とともに、「リージョナリズム」、いわゆる「ローカル化」というのでしょうか、そういったことが指摘をされ、地方分権といったようなことが指摘をされてきていると。そして、少子高齢化という中でも、地域ごとの多様性というものを尊重していきましょうという形でございます。ただ、こういった地方分権とか、あるいは地域ごとの異なる資源を求めていくということは、単に地方だけではなくて、国全体にとって国を維持していくためにも必要不可欠であります、というのが基本的な理念型でございます。それで、その中に位置しているのが今回の北海道の先行実施であります。正確に言いますと、後ほど整理させていただきますように、「道州制特区」というそのプログラムから入りますということであります。

したがって、ここに書いてございますように、「北海道にある異なる資源を最大限活用した個性ある地域づくり」ということが求められます。すなわち、繰り返しになりますけれども、我が国における各地域、例えば東北とか九州とか、そういうところ等を見ても違うのだと。異なる資源を北海道ではつくり上げあるいは活用して、特性のある地域、経済というものをつくり上げていくのだということが今回の道州制に向けた北海道の姿である、というふうに考えます。それで、そのもとで「個性のある地域づくりのトリガー」として、今日ご紹介いただいた各テーマ、こういったものを戦略的に持っていきたいと思います。ただ、後ほど若干問題提起させていただきますように、この各テーマというのが、「他の地域と異なる多様化・差別化」というものが何がされているのかということが明確にうたわれないと、単に北海道が困っていますからお願いします、という言い方になってしまうということがあります。これは半分以上は“提示の仕方”ということなのです。今日ご紹介いただいた、例えば各施策・課題・事項といったようなものはだんだん非常に整理されてきていると思うのですが、その提示の仕方ということでございますので、根本的に今日のを否定しているわけでもなんでも全然ございません。

さらに、お戻りいただきまして、そういう各テーマの「トリガーを実現していくためのプラン」というもので、そしてその下に「規制見直し」「補助金改革」。それで、規制見直し・補助金改革というものによって、経済や地域が変わった上で「行政の機能・組織の見直し」を行うのだと。そういう流れで整理をさせていただいています。このテーマから一番下までのところを通じて、一方では、道という単位のあり方を考えると同時に道内分権の推進をし

ていきますと、そういうロジックでございます。

もう一つ、「特区申請」という問題でございますけれども、特区申請については「戦略的・段階的」に申請を行っていくのだということです。そして、「経済再生」や「地域生活向上」ということを先行させると。上の方に黒丸がございますけれども、道州制をにらんだ北海道の個性ある地域づくりを行うために、まず申請を行っていくと。その上で、地方制度調査会などが2年をかけて道州制についての検討を行うわけですから、国全体の道州制の制度設計や三位一体の改革といったような本格的な部分はその後に法制度として検討していただく、というのが全体的な流れであります。

今回、北海道が申請したことによって道州制全体が丸ごとそのまま出てくるといったような性格づけのものではないと。また、それは北海道にとってプラスにはならないというのだと思います。それで、この戦略的・段階的申請ということですが、これは北海道にとってデメリットが起こらない、メリットが優先するような事項から先に掲げて申請していきましょう、ということです。例えば最初に税源移譲とかなんかというものを上げてしまって、その後に地域再生みたいなものを上げていくと、途中で小泉さんがかわたらどうするのですか、途中で外されたらどうなのですかという、そういう危険性というのは当然起こってくると思うのです。そうではなくて、最初の段階では、まず自分たちの地域にとってプラスになるものを申請して、本当に内閣が本気になってやらないのであれば、そこでやめてしまっても、というのは不穏当な発言ですが、本当にきちっとやるかどうかを見きわめて、そして次の申請というのをやっていくという姿勢があってこれはしかるべきものだろうと思います。だからそういう意味で、ここでは戦略性ということを書かせていただいております。

恐縮ですが2枚目の「道州制(特区)の基本的考え方」の一番上だけごらんいただきたいと思いますが、そういう意味で、先ほど道州制に向けた北海道の個性ある地域づくりというものを行って、日本全体での異なる資源を活用した地域の多様性を実現することによって、三位一体の新たな交付税制度の理念というものが形成できる。均衡ある国土の発展というもとでの交付税制度ではない、多様な資源を結びつけるための交付税制度という理念型が形成できる。また、北海道の経済がそれなりに厚みを帯びた段階でのある程度の税移譲といったようなことも議論の対象にはできるようになる。そういう時間軸の中での整理をしております。ですから、今回のポイントといたしましては、やはり北海道としてということと同時に、国内における異なる資源なのだということが明確に出ていく必要性があるのではないかとこのように思っております。

今日の資料でございますけれども、これは確認なのですが、プランの方が、これは特区申請に向けたベースのものというふうに考えてよろしいわけですね。その場合に、例えば1ページ目のところなのですが、ここは北海道から入っているのですが、先ほど申し上げましたように、国のあるべき今後の姿の中で、異なる資源の中のネットワーク、それをつくるのが国の今後維持していくための基本的な姿であります。これは先ほど申し上げまし

たように、地方分権改革推進会議とかでもそのことはうたわれているわけであります。ですから、それを実現していく先行地域として、北海道が、他の東北とかそういうところと異なる個性のあるものをつくるために、先ほど教えていただいたような施策・事項というのも実現していくのだ、ということが非常に論理一貫性としては出てくると。ですから、2 ページ目のところで、例えば3の「テーマ」のところなのですが、これはちょっと意地悪い言い方になって申しわけないのですが、例えば「子どもや高齢者が元気に暮らせる地域社会」というのは、別に北海道でなくてもどこの地域でも全部求めていくということです。内容がそうであっても、要するに北海道は高齢者にとってこういう社会をつくる、社会なのだ。元気に暮らせるといっても、それは東北とは違うどういうふうな生活ができるところにするのだ、ということが、各項目の中でまず頭のところに来れば、北海道がそれに努力していくことがまた、国全体のそういう発展とかセーフティーネットというものに資するのだ、ということが非常に明確に伝わっていくということだと思います。あとは9つのプランですとかこういうところは、表現の問題はあるとしても、全体的に体系的に流れていくと。

もう一点だけです。これは内閣に持ち込むものはまた、見せ方をいろいろと検討しなければいけないわけですが、せひどこかに「道州制と道州制特区の関係」の図式みたいなものを載せていただきたいのです。といいますのは、この道州制特区の問題と道州制の議論というのが非常に混在してしまっているという。両方議論していかなければいけないのですが、この道州制プログラムというのがどちらかといいますと最終的な道州制のあるべき姿を考えるための道庁のご検討の資料であります、ということだと思いますから、それに向けて今度はこのプランというものが積み上がっていくと。そういうイメージが明確にわかるようにすると。あとは道内分権の問題ですとか、そういうことについては順次整理をしていくということかなというふうには思っております。それで、理念型から私が勝手に一委員として今、発言をさせていただいただけでございますので、各委員の方からまたご意見、問題提起等いただきまして、今後1カ月強ぐらいになるかと思っておりますけれども、さらに内容的、あるいは見せ方といったようなことについても整理をしていくということになるかと思っております。

それでは、大変恐縮でございます。長くなりましたけれども、委員の皆様からご意見、ご質問、問題提起等をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○谷委員：1月30日に4回目の会議が開催され、今日までの半月の中でこの推進プランがつくられたということで、大変な作業だったのではないかと思います。このプランを見せていただきまして、何点が気がついたことなのですが、例えば今、座長が言いました「子どもや高齢者が元気で暮らせる地域社会」の中の「行政のワンストップサービス推進プラン」、これを少々欲張った言い方をすれば、この「行政のワンストップサービス推進プラン」というのが、この項目箇所だけではなくて、全てに関わってくるのではないかと思います。これは、将来に渡って、行政の様々な効率化というところも睨みながら、大きな枠組みの中で、本当はこの「行政ワンストップサービス推進プラン」というのが掲げられ

ていくのではないかと、というのが一つ目に感じた点です。

それから、2点目として、北海道に今後必要になってくるのは、やはり「人材の育成」ということではないかと思えます。それで、道州制、或いは道州制特区という中で、「ヒューマンモデル」を創造していくことが欠かせません。いわゆる、地域で真のリーダーシップを取ることの出来る、それも212の市町村がありますから、それぞれのまちで首長さんを初め、市民活動家或いはNPOなど、このような公共サービスをシフトできるような人材育成と人材誘致、こういうところが北海道の特区や道州制の推進の中で何かモデルとしてできないかと思えます。それが、全てのテーマに関わってくるのではないかという気がしています。

次に、「観光」のところですが、実名を出してはまずいのかもかもしれませんが、一応報道にも出ておりましたので敢えて申し上げますが、財務局長さんが、先日このようなコメントをしておりました。それは、北海道の観光は、自然が一流、施設が二流、料理が三流、サービス四流、そして関係者が五流と、大変厳しい指摘をされたのですが、今後、外国人の観光客を受け入れていく時には、今の五つの要素全てが重要になってくるものと思えます。今回の推進プランの中で、外国人観光客を倍増しようという項目が入っているのですが、そのような背景を睨みながら、この外国人の受け入れだけではなく、北海道にとって、これから経済の再生をしていく上では、「観光」は大きな目玉になると思えますし、それがこの道州制のところでは提案されていくことは非常によろしいのではないかと考えています。

それから、先ほどお話ししました「公共サービス」の面なのですが、これについては民間に少しずつシフトできるようなことをこの道州制の中で思い切って実施してはどうかと思えます。それには、先ほどの「ヒューマンモデル」を目指すことにより、人材の育成が向上し、それによって地域振興につながっていくのではないかと考えるところです。以上、何点か気がついたことを申し上げましたが、私は、この推進プランを大枠としては了承したいと考えております。

○宮脇座長：ありがとうございます。

そのほか、お願いいたします。

○岡部委員：大枠としては私もよくできているのかなという感じがします。ただ、中身なのですけれども、ただ1点だけ賛同しがたいものが一つありますので、念のためにお聞きしたいのですが。

最後の「活力ある農業・農村新生プラン」というところ、22ページの一番最初、「遺伝子組換え作物の栽培規制」と、何か唐突に出てきているようなのですけれども、これは確かに、遺伝子組み換え作物につきましては消費者心理からいっても、今いろいろな問題が出てきています。また、これから北海道もクリーンな食料を供給するというところから、今の段階では非常にマイナス、イメージだけ考えればマイナスということなのですけれども、これは今のそういうムードだけで研究そのものの芽も摘んでしまうのが本当にいいのかどうか、これ

私は真っ向から反対したいと思う。これはもう研究の結果が出てきた作物を、実際に販売するというのは、そういう消費段階というような、それはまた全然別な問題なのですが、これからは新しい農業の戦略とかそういうものをいろいろ考えていくと、研究の芽だけは絶対摘んではならないというので、ここにこういうものが一番先に出てくることについては、やや私は驚いたので、ぜひこれは外していただきたいというふうに思って、今これについてはいろんなところで反対に対する反対の動きとかいろいろありますので、そういうご議論を十分踏まえた上でなければ、今早急に出すものではないと思います。

○宮脇座長：確かに、特区申請自身が今回、最後でもなんでもないわけですから、そういう意味で言うと、段階的な中でどう扱うかというような議論をしても当然いいかと思しますので、今のご意見、検討させていただきます。

そのほか、お願いいたします。

○寺島委員：前回、1月30日、大変失礼しました。ちょうど町村会の方が合併問題の最後の中央との要望といえますか交渉があって、そちらに行っていて申しわけありませんでした。

それで、ただいま議事録の概要等、前回のを見せていただいた中で、ですから少し外れた質問だったら困ると思うのですが、特区ということで先行的にできるものを先に、今回これを提出するということは私も同じ考えで、賛成でございます。ただ、先ほど五十嵐先生の何点かの指摘の中でも、株式会社の農業参入、私も前も話してあったのですが、これあたりはやっぱり北海道はこれだけ広い農地があって、しかもかなりの面積が遊休地で残って使わないう現状の中で、もう一つは雇用の面からいっても、いい話だなと思っているのです。

といいますのは、地域では農家もだれも反対していないのです。むしろ、反対するのは、むしろ利害関係団体が、それは国土の保全という理由ですけれども、国土の保全であつたら、むしろ遊休地をそういうところに使ってもらって農地にする方がいいので、では今、現実にそういう方々が農地を利用なり、国土の保全の観点から何かやっているかといったら、全くやっていないのですよね。それで、私はなぜ、これを特に五十嵐先生と同じだというのは、うちも1回目ですけれども、特区をけられたのですけれども、それでは出していないのですけれども、最初の特区申請前にいろいろな意見を出しましたね、国が。あのときに、この導入も出してあったのですが。

といいますのは、地方では今、公共事業が減った中で、建設会社に勤めているのというのはほとんどが農家の人なのです。農家が、例えば150日くらい建設会社で働いて、あとの日数を農業をやりながら、奥さんもやりながら、あわせての生活スタイルができています。ところが、公共事業の方が少なくなったので、150日のものが50日と減らされていく中で、何とか私は余裕のある建設会社あたりに農地も保有してもらって、そこで今働いていた人が、100日働けなくなったものをその農地で働くのです。ですから、これは地域にとっても農家にとってもいい話で、しかも機械を持っていると。建設機械を遊休農地で使えるということ。私はこれはやっぱり、今なくても、次でもぜひ。恐らく、道としては反対勢力もあるの

でなかなかやれないとって、そっちだけだろうと思うのです、問題は。ただ、聞いてもらえば、農家は賛成なのです。農家が賛成で、地域も賛成でといったら、反対している人はいないので、その利害団体以外は、というのは私の論理で、これは恐らく全道どこも表面的にはいろいろあるから、町村長も「いや」という、一応中立的になるのですが、恐らくみんな本音は「やりたい」と。

もう一つは、遊休地と、それから農家も持てない土地があるのです。売りたくても買う人がいないと。その土地を買ってもらって、作業するのは自分だと。そういう意味もあるので、これは、次の段階で私も検討してもらって課題です。それで雇用も確保されるという、北海道にとって一番いいスタイルと思っています。

それともう一つ、農業の問題が出ていますが、今回は漁業がまだ出ていないということで、これも次に、ぜひ漁業についても北海道はやはり、食料～農業、漁業の新鮮なものということで、これから大きい産業の一つの、この加工産業を生かさなければならぬと思うので、特に港なんていうのも、これはいわゆる今二元行政になっている中で、相当整備水準に差が出てきているのです。といいますのは、1種から4種までとって直轄で国がやるのと道がやるのでは、道のやるのは地元負担が出てくるのです。ところが、今、ご承知のように町村はこういう状況ですので地元負担を出せませんので、衛生的漁港をつくるなんていうのも、やりたいのですけれども、そっちの方が負担できないということで抑えていると。そうしたら、道に来る予算は同じであったら……道というのか北海道予算が同じだったら、結局直轄の方にだけ予算のシフトがされていると。需要があってされるのでなくて、やりたくてもやれないで、補助が落ちていって、こっちの方だけふえていると。そうすると、ますます同じ地域でも整備水準に差が今後どんどん出てきまして、衛生面からいっても恐らく、直轄は衛生面の漁港ができて、あとはつくれないですとかいろいろ面があるので、やはりここは行政まで踏み込まないとならないのですが、いずれ一つにするような形の中で、これがやはり北海道全体の水準ある整備になるのかと思うので、漁業もぜひ次の段階では踏み込んでもらいたいと。恐らく道、それから国の関係があると、皆さんなかなか難しく言い出せないで、むしろこういう場に出した方がいいのかなということで指摘させていただいております。

それと、子育てにしても、先ほど北海道らしさという話がありましたが、やはり保育所と幼稚園の一体化だけではなくて、保育所にしても北海道の場合、特に地方は過疎地域で広くて、まして子供ですから1カ所に運べないということで、小さい人数の中で保育所をつくらざるを得ない状況にあるのです。ですから、これが非常に負担が大きいということで、ぜひここにそういう地方の実態、恐らく今、5,000人か1万人以下の地方では、町村の持ち出しが、実は園児1人に30～50万以上になっているのです。国からのそういう一般財源とかになりましたけれども、それは基準が、そこで食事をつくれとか、10人くらいしかいないところでも食事をつくる人を1人置かなければならぬ、よそから運んだらだめだとか、規制がかなりあって、特区ではそれが解除されているのですが、北海道全体で解除してもらった方がい

いと思いますので、北海道らしさをあらかず意味でも。

○宮脇座長：ありがとうございました。

今のご指摘の点なのですが、例えば子供や高齢者が元気に暮らせる地域社会というのは、これは先ほど申し上げましたように、どこでもそうです。それを求めていくと。ただ、北海道の場合には、非常に人口密度が低いということがあるわけです。これから日本全体が人口が減っていくわけですから、一部地域を除いてはどこでも人口密度が非常に減っていくところが出てくると。そうすると、人口密度が低いところにおける元気で暮らせるそういうものは一体何なのか。そういったような形で北海道の違い、人口密度が低いのだということが逆に資源になって、ほかの地域とも違うあるものをつくれるのだよ、先行的につくれるのだよという、そういう表現の仕方をすれば、同じことをやらないでも説得力が出てくるというふうに思います。

それから、農業の問題につきましては、これからまた検討させていただきます。

町長、ちょっと教えていただきたいのですが、市町村合併のことを、町村会で前回やられているのですね。市町村合併関係で要望された事項の中で、何か特区として適当なものがありますか。

○寺島委員：特区というより、北海道が広くて、しかも積雪地帯であるという中で、なかなか単なる合併が一体感を持ってないと。例えばこの前の網走の雪でも、2日もわからない人がいたのではないかと。あれがもし合併してもっともっと広くなったら、そういう緊急時の住民サービスというのはできるのかということも含めて、こういうところでは合併して一つにするよりも、今私も北海道町村会で言っているのは「連合自治体」というのですけれども、いわゆる町村は残しながら、例えば5町の町は残っても、一つにして、議会も、5町を合わせて例えば2万8,000くらいだったら22~26人になると思うのですが、議会をその人数だけにして各町に割り振ると。あと、教育委員会なり農業委員会なり、農業委員会というのはちょっと今のままではまだ、運営委員会法でもって町村をまたがって一つにするのは問題があるのですけれども、それもやはり今の特区なりで直した中で、全部そういうものを一つにしてしまう。そして、スリムにして、合併したと同じ経済効果を上げて、しかも各町が残るので、それぞれきめ細かくできるだろうと。と同時に、4町なら4町、5町がまとまると、お互いに切磋琢磨したら、いい面と悪い面が見えてくる。そうしたら逆に、悪貨は良貨を駆逐するのではなくて、いい方が目立って「うちの町村悪いのではないか」「町長、こうじゃないか」ということで、いい方に収斂するだろうということ、もう合併の一形態として認めてほしいということを要望して、ほぼ感触では、来年の17年3月以降の新法の中では、それも合併と同じような取り扱いをするというような感じになっております。

○宮脇座長：わかりました。

それから、これはこれからまた少し検討していこうと思うのですが、今のところ2ページ目のところに「9つのプラン」というのがありますのですけれども、これは内容によっては全道で一括してスタートするものとそうでないものがあるのです。道内で例えばいくつかのブロ



ックに分けて、どういうブロックがいいかは別としましても、そのブロックごとに、例えばどれか、その地域に合ったものを作っていったらと。それで、最終的には全体に必要であれば広げるとか、そういう形で機能面からこの道内分権的なものを進めていって、最終的に行政のあり方みたいなものも検討していきましょうとか、そういう具体的な導入の仕方につきましても少し検討していきたいというふうには思っております。

あと1点、推進プランの方で、4年ですね？ これ。推進プランの方には「4年」と書いて……。

○前川次長：要するに国に持ち上げていく、「特区に持ち上げていくものは4年」というので……

○宮脇座長：特区、3年、プログラムは4年でも構わないのですよ、別に、形式的なことなので……。

そのほか、お気づきの点がありましたら、お願いいたします。

実はこれからなのですけれども、一応4月上旬、上中旬、この辺の時期は若干ずれるかと思えますけれども、そのころを目処に第1回目の申請というのをしたい、推進会議の中で準備をしていきたいというふうには思っております。それで、これから1カ月強あるわけですが、この間におきましては、今日いただいたご意見、あるいはその後いただくご意見等を踏まえながら、委員の皆様へ逐次ご連絡をとりながら整理をしていきたいというふうには思っております。ですから、これはこのままということではなくて、今後これを検討していくための土台としてご了承いただいたというふうに思っております、中の文言ですとか見せ方というのは当然変わっていくわけですが、そういうことを前提といたしまして、またご意見をいただければと思います。

○谷委員：これがもし、今後事業展開を図っていくといったときに、やはり道州としての「イメージ戦略」が必要ではないかと思えます。というのは、前にも道の総合計画の話をしてきましたが、今このままで提案したとして、道民の目から見たときに、道州制を取り入れることによって「暮らしや産業」に違いが出てくるということが必要であると考えます。ですから、今後事業名にも少し工夫が必要ではないかと。それから、二つ目として、今座長が言いましたように、やはり北海道をブロック分けをして、地域特性を生かした事業の展開を図っていくことにより、そこがビジネスモデルになるような仕掛けが必要です。三つ目としては、事業を計画するときに、「指標を明確にしていく」というのが大事だと思います。いわゆる数値ですよ。ただ、数値で表せないものもあるかもしれませんが、できるだけ指標を目標にして実施するということが、必要になってくるでしょう。特に、イメージ戦略のところは、道民の目から見て「この事業は、道州制によって違うのだな」という表現が欠かせません。

○宮脇座長：わかりました。ありがとうございます。

○寺島委員：今、先生から特区の話が出た中で、我々が今、やれないのが農業委員会を統合できないのです。ですから、今、思いついて話すのは悪いのですが、この中で、そういう意味では農業委員会の各町が合意したら支庁に一つにできるというのが検討できない

か。ちょっといろいろな問題があるので私もあれなのですけれども、検討できる要素であったら、次なりでもご検討いただければと思うのですが。教育委員会とかあれば全部できるのですよ。今のままで一つに、4町合併しなくても。ところが、農業委員会だけは、今やってみたら、農業委員会法の中でこのままでできないのです。あと、監査委員とか公平委員会とか全部そういうものはやれるシステムがあるのですけれども。委員会でも教育委員はできるのですけれども、農業委員会だけは難しくて。

○宮脇座長：そうなのですか。

○谷委員：選挙もありますしね。

○寺島委員：公職選挙法ですか。

○谷委員：ええ、公職選挙法。それでネックになっているのですよ。

○寺島委員：委任するとか何か、ちょっとご検討いただければと思います。

○宮脇座長：いや、それはちょっと教えてください。実質上、今の体制、体系の中で農業委員会を置き続けたいという、そういう勢力というのか、そういうのは何かあるのですか。

○寺島委員：本当に小さかったら置かなくてもいいのですけれども、北海道の場合は特例あるのですけれども、どんな小さいところでも、農家が少なくても農地は面積が結構ありますよね。そうするとどうしても、今のままだったら農業委員会というのを置かざるを得ないのです。

○宮脇座長：そうすると例えば、先ほど言われたような業界がどうのこうのとかとかという、そういう話とはまた全く別のことですね。

○寺島委員：別のようなですね。やはり死後の農地を守るための、そういう調整のための委員会ということで、そっちの方の問題だろうと思うのです。かなり今、変えようとしているのです。人数も少なくしたり。ただ、今日まで、なくすことまではやっていないようです。面積緩和とかはしたのですけれども。

○宮脇座長：ありがとうございます。

○寺島委員：それと、さっきのどなたかから、道州制がわかりやすくという意見もありましたよね。しかし、それがちょっと恐らく何か工夫が要りますね。このままであったら、では何が道州制の中で変わるのだという、道民が.....。

○宮脇座長：正確に言うと、道州制ですよ。

○寺島委員：特区ですけれどもね。その特区とその違いの理解が一つと、ではこれをやって、今北海道はどうなるのだという、要するにわかりやすい何かPRが要りますね。

○宮脇座長：だから、それが子供や高齢者が元気に暮らせる地域社会という言葉だとわからないのです。

○寺島委員：具体的にこうなるのだと。

○宮脇座長：だから、北海道に暮らすということが、ではどういう形で元気に暮らせるのだと、他の地域と違ってそれを目指すのだと。まだ、今は書きやすいと思うのです、相対的に言うと。これが、北東北だったかなんかが動き出してくると、先にそっちがとられてしま

うから選択肢が減ってしまうわけですがけれども。逆に、知らずに書く方が難しいと言われると、そうかもしれないですがけれども。

○寺島委員：そこなのだよ。だから、目ざわりなんだよね。立派な指標を出して、そうだなと思わせる……。

○宮脇座長：そうなのです。問題提起だけして答えを出していない、と言われているのですけれども。そこは1カ月のところできちっと考える。意外とそういうところがポイントだと思います。

そのほか、いかがでしょうか。もちろん今日だけではなくて、順次これをゆっくりごらんいただいて、それでこういうところはこうなのだと、あとお気づきの点で、こういうところは入れてみたらどうなのというようなことがあれば、どんどん事務局の方にお寄せいただきたいと思います。

○岡部委員：あと、地域の一体型除雪防災について、これは私も非常に結構なことだと思うのですけれども、具体的にはどういうやり方でやっていくのか。例えば予算なんか、これはどういうふうにするのかもわかれば……。

○新田室長：これはまだ具体的にどういう形で地域展開していくかというのはきっちり詰めてはいないのですけれども、例えば除雪なんかですと、国、道、市町村という縦で分かれていますので、例えば全部を市町村にやってもらうとか、そのときに人も例えば予算も張りつくとか、そういったようなことを具体的に道が全部主体としてやっていくのかとか、もしくはどういう体制でやっていくかというその辺のところを、これは三者でやはりかなり協議しなければいけないので、まずは協議会、要するに同じテーブルにつくということからまずは始めていこうと、そんなふうに思っています。それで、でき上がり姿はもう少し流動的につくっていききたいと、そういうふうに考えております。

○岡部委員：それであれば、そういう協議会をつくるとか、何かそういうことはちょっと入れておいた方が。そのやり方ですよ。中身は非常にいいと思うのですけれども。

○宮脇座長：ありがとうございます。そのとおりでして、やっぱりこれは北海道庁が問われているのではなくて、北海道でなければいけないというので、道庁さんと開発ですとか、そういうところ、あるいはそのほかの機関とか、そういうところと協議する体制をつくりますよというようなことを入れていただくこと。

それから、そういう中で4月中旬までに上げるのは、もう既にご承知のように、2005年度予算にある程度のものは計上したいということなのです。新規計上の場合と、補助金を一括化するというのでしょうか、そういったものの中で、一括化する方についてはかなり理念型を明確にする必要があると思うのです。財務省にとっては一括化すると削りやすくなりますから、逆に、ただ、1回目は恐らく削らないで、そのまま一括してつけましようという話に。その分だけその段階で何をするのかというのを明確化しておくということが、これはプログラムの中で出ている必要性があるので、そういうものもあれば組み込んでおく、それで調整していくということが必要になると思いますので、今のご指摘も含めていろいろとらんで

いきたいという。

そのほか、いかがでしょうか。

○谷委員：最初の会議から少々気になっていたのですが、道州制先行実施プログラムの中で、一次産業としては、「農業・漁業」というのが項目立てされているのですが、林業が一次産業として入っていません。林業についてはプログラムの全体の中では、「自然環境」のところで出てきています。

ここで、少々手前みそで申し訳ないのですが、例えば下川町の取り組みとしては、林業経営が中心となっている町なのですが、林業の担い手を考えたときに、先日も道の主催で東京都内において、移住フォーラムが開催され、そのときに東京を初めとした関東地域の人たち 130 人ほどが来場されたのですが、大変森林に対しての憧れや関心、そして興味があるようです。

それで、例えば下川森林組合がインターネットなどを通して、人材の募集をしますが、農業サイドの機関が行う募集では移住希望者が少ないのですが、林業に関してはかなり多くいて、そのような背景が今、都市部に潜在的にあるようです。そして、それが北海道の次の林業の担い手になっていくということが考えられます。そういう意味では、今回の推進プランに入っていないかもしれませんが、今後考慮していくべきではないかと思います。なぜかと言いますと、北海道は国有林が非常に多いわけですし、今叫ばれている二酸化炭素排出の削減などの環境問題を考えた時に、やはり森林を守れる自治体を今後はしっかりと育てていかないと、本当に荒れた山ばかりになってしまうということが考えられます。そういう意味では、「産業としての林業」と「環境としての林業」をプログラムの中で求められてくるのではないのでしょうか。

○宮脇座長：わかりました。

谷委員：それともう一点ですが、林業に絡んで、たまたま「F S C」という森林認証を下川で初めて取得したのですが、このような認証制度の誘発を他の自治体にも呼びかけていくという必要性を感じています。それが、今回の道州制を推進するときに、メリハリの一つとして進めていくことができるのではないかと考えています。そうしますと、材を海外だけに依存するのではなく、地元材を活用して、林産業の活性化を図っていくことができるのではないかと思います。

○宮脇座長：ありがとうございます。

それでは、ごらんいただいていると、恐らくご意見がまだまだ出てくるかと思えます。また、今後お気づきになれる点もあろうかと思いますが、その点につきましては、どういうことでも結構ですので、事務局に早い段階でご連絡いただきたいと思います。もちろん、今回の4月段階のものに必ず入れられるかどうかというのは、これは全体的な戦略を考えなければいけないわけですが、このプログラムの方においては必ず組み込む中でこの検討の材料にしていくということにしたいと思えますので、ぜひご協力の方をよろしく申し上げます。

### 3. その他

○宮脇座長：それでは、議論の方はこの程度といたしまして、事務局の方からご説明が何かございましたら、お願いいたします。

○新田室長：今日は、どうもたくさんのご意見、貴重なご意見をありがとうございました。

今度の私どもの予定をお話をさせていただきますと、本日の議論なども踏まえまして、さらにこの案を詰めてまいりたいということが1点であります。一方で、来週から道議会が開会になりますので、そちらに、今日の議論でどこまで直せるかというのちょっとありますけれども、現時点での検討状況という形で、今回のプログラム案、そしてプランの案というものを説明をし、その中でまた議論をしていただこうと思っているところでございまして、その後、先ほど宮脇座長からもありましたけれども、私どもとしてはある程度議会議論も踏まえて、年度末あるいは4月早々までのところで私どもの案というものをまとめながら、また皆さんにご相談をして最終的なものにし、そして国に提案してまいりたいと、そんなふうを考えているところでございます。

この会議も、6回目というのは年度末あるいはまた4月に入るのかもしれませんが、そこら辺でまた開催をしたいというふうに考えてございますので、日程のこともあろうかと思っておりますけれども、今回は一応最終回、このプランの関係では最終回になろうかと思っておりますので、よろしく願い申し上げたいと思っております。以上でございます。

○宮脇座長：ありがとうございました。

ただいまもご説明がございましたように、今後の日程などにつきましては改めて事務局と相談の上、また皆様ともご相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

### 4. 閉 会

○宮脇座長：それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。